

## 吉富町さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要綱

### （目的）

第1条 この告示は、飼い主のいない猫による住民トラブルを無くし、もって町民の快適な生活環境を確保し、地域猫活動等を行うものを支援するために、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（以下「チケット」という。）を利用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）飼い猫 飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらい管理されている猫をいう。
- （2）飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、特定の地域に住み着いている猫をいう。
- （3）地域猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着き、その地域の住民の合意とルールの下で適正に管理されている猫をいう。
- （4）地域猫活動 地域住民の合意を得た上で、飼い主のいない猫の過剰繁殖やふん尿による被害等の防止等を目的として、住民、地域のボランティア団体等が行う不妊去勢手術の実施や新しい飼い主探し又は餌の管理や排せつ物の処理等の活動をいう。
- （5）不妊手術 猫に対する不妊又は去勢手術をいう。
- （6）多頭飼育崩壊 飼い主の無秩序な飼い方によって猫が異常繁殖し、飼い主が飼育不可能となることをいう。
- （7）さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠） 公益財団法人どうぶつ基金（以下「基金」という。）が行うさくらねこ無料不妊手術事業に基づき、本町が申請者に対して交付する不妊手術を無料で受けることができる券をいう。

### （交付対象者）

第3条 チケットの交付を受けることができる者は、町内に生息する猫に不妊手術をしようとする本町に住所を有する個人（成人に限る。）又は本町に住所を有する成人が構成員と

して2人以上属する団体であって、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 飼い主のいない猫に不妊手術を施し、地域猫活動を行うことができる者
  - (2) 多頭飼育崩壊現場において、猫に不妊手術を施す者（多頭飼育者本人及び親族を除く。）
- (交付対象外)

第4条 次に掲げる猫についてチケットを利用しようとする者は、交付の対象外とする。

- (1) 飼い猫（多頭飼育崩壊現場の猫を除く。）
  - (2) 飼い猫にすることが決まっている飼い主のいない猫
  - (3) 以前飼い主のいなかった猫であり、現在は飼い主のいる猫
  - (4) チケットの交付を受けようとする者が、以前飼い主として管理していた猫
  - (5) その他チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫
- (交付申請)

第5条 チケットの交付を受けようとする者は、不妊手術の実施前に、さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書（別記様式第1号）を町長に提出するものとする。

(交付決定及び交付)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、チケット交付の可否を決定し、さくらねこ無料不妊手術チケット交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するとともに、基金から発行されたチケットを交付するものとする。

(交付決定の取消し及びチケットの返還)

第7条 チケットの交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定による決定を取り消し、既に交付したチケットの全部又は一部の返還を求めるものとする。

- (1) チケットの利用方法が著しく不適當と認められるとき
- (2) その他町長が必要と認めたとき

2 前項の場合において、町長は、チケット交付決定の取消し及びさくらねこ無料不妊手術チケット返還通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(活動報告)

第8条 チケットの交付を受けた者は、不妊手術終了後、速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書(別記様式第4号)を町長に提出するとともに、利用しなかったチケットを速やかに返還するものとする。

(免責)

第9条 町は、本町が交付したチケットの利用等、本事業に関連して生じた事故、係争等について一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。